

## 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）導入助成金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、住宅に潜熱回収型給湯器（以下「エコジョーズ」という。）を導入する人の経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付することにより、環境負荷を軽減する機器の普及及びエネルギーの省力化並びに都市ガスの需要拡大を図ることを目的とする。

### （助成対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる人は、市内の都市ガス供給区域に存する住宅（建築中のものを含む。以下同じ。）に居住し、又は居住を予定する人とする。

### （助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる仕様を満たすエコジョーズ（以下「対象機器」という。）及び温水暖房機器（対象機器により温水を循環させ、暖房を行う機器をいう。以下同じ。）を同時に設置する場合における対象機器の住宅への設置に要する経費とする。

- (1) 潜熱を回収するための熱交換器を備えており、熱効率が90パーセント以上のもの
- (2) 都市ガスを燃料とするもの
- (3) 暖房機能を備えているもの。ただし、暖房専用熱源機を同時に設置する場合は、この限りでない。

### （助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象機器1台につき3万円とする。

### （交付申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする人は、管理者が別に定める期間内に、エコジョーズ導入助成金交付申請書（第1号様式）に対象機器及び温水暖房機器の設置場所が分かる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、エコジョーズ導入助成金交付<sup>決定</sup>通知書（第2号様式）により通知する<sub>却下</sub>ものとする。

### （設置工事）

第6条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた人（以下「助成決定者」という。）は、当該決定を受けた日以後に対象機器の設置工事に着手し、管理者が別に定める日（以下「期日」という。）までに当該工事を完了しなければならない。

- 2 助成決定者は、設置工事が期日までに完了しないことが見込まれる場合又は設置工事の

実施が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 管理者は、前項の指示において、期日を変更し、又は必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 助成決定者は、対象機器の設置工事が完了したときは、管理者が別に定める日までにエコジョーズ導入助成金実績報告書兼請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 対象機器及び温水暖房機器の設置状況が分かる写真
- (2) 対象機器及び温水暖房機器の保証書の写し（保証書がない場合にあつては、領収書の写し）
- (3) 住民票の写し又は運転免許証の写し（助成決定者の住所が対象機器の設置場所と異なる場合にあつては、助成決定者が対象機器を使用することを証する書類）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び支払)

第8条 管理者は、前条の実績報告書の提出があつたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付する助成金の額を確定したときは、エコジョーズ導入助成金交付確定通知書（第4号様式）により通知し、遅滞なく助成金を交付するものとする。

2 管理者は、前項の通知において必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 助成決定者は、第5条第1項の規定により行つた申請を取り下げるときは、エコジョーズ導入助成金交付申請取下届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 管理者は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前条の取下届を提出したとき。

(助成金の返還)

第11条 管理者は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(手続代行者)

第12条 助成金の交付を受けようとする人は、第5条第1項に規定する交付申請、第7条

に規定する実績報告及び第9条に規定する申請の取下げの手続について、対象機器の販売等をする者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。

（調査等）

第13条 管理者は、助成金の交付の適正かつ円滑な実施を図るため、申請者若しくは手続代行者に対し対象機器及び温水暖房機器の設置状況、運転状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。この場合において、申請者及び手続代行者はこれに応じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）導入助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、必要な修正を加えて、改正後の潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）導入助成金交付要綱の相当する様式として使用することができる。